

市長等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 21 日

提出者 国 立 市 長 濱 崎 真 也

(説 明) 国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正等に伴い、宿泊料の額が定額を超える場合の規定の追加及び規定の整備を行うため、条例の一部を改正するものである。

市長等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案

市長等の給与および旅費に関する条例（昭和 26 年 11 月国立市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「定める」の次に「こと」を加える。

第 3 条第 3 項を次のように改める。

- 3 前項の規定にかかわらず、海外出張の旅費については、国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和 6 年政令第 306 号）に規定する指定職職員等（同令第 1 条第 2 項第 2 号に規定する指定職職員等をいう。）に係る旅費の例による。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2

鉄道賃、船賃お	車賃	宿泊料（1 夜につき）	食卓料
---------	----	-------------	-----

よび航空賃		甲	乙	(1 夜につき)
職員の旅費に関する条例（昭和35年10月国立市条例第15号）中6級の職務にある者の相当額	実費	16,000円	8,000円	1,600円

備考

- 1 宿泊料の欄中、甲とあるのは固定宿泊施設に宿泊した場合を、乙とあるのは固定宿泊施設に宿泊しない場合をいう。
- 2 宿泊料については、特別の事情がある場合は、この表に定める金額を超えて実費を支給することができる。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2備考第2項の規定は、令和7年4月1日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。